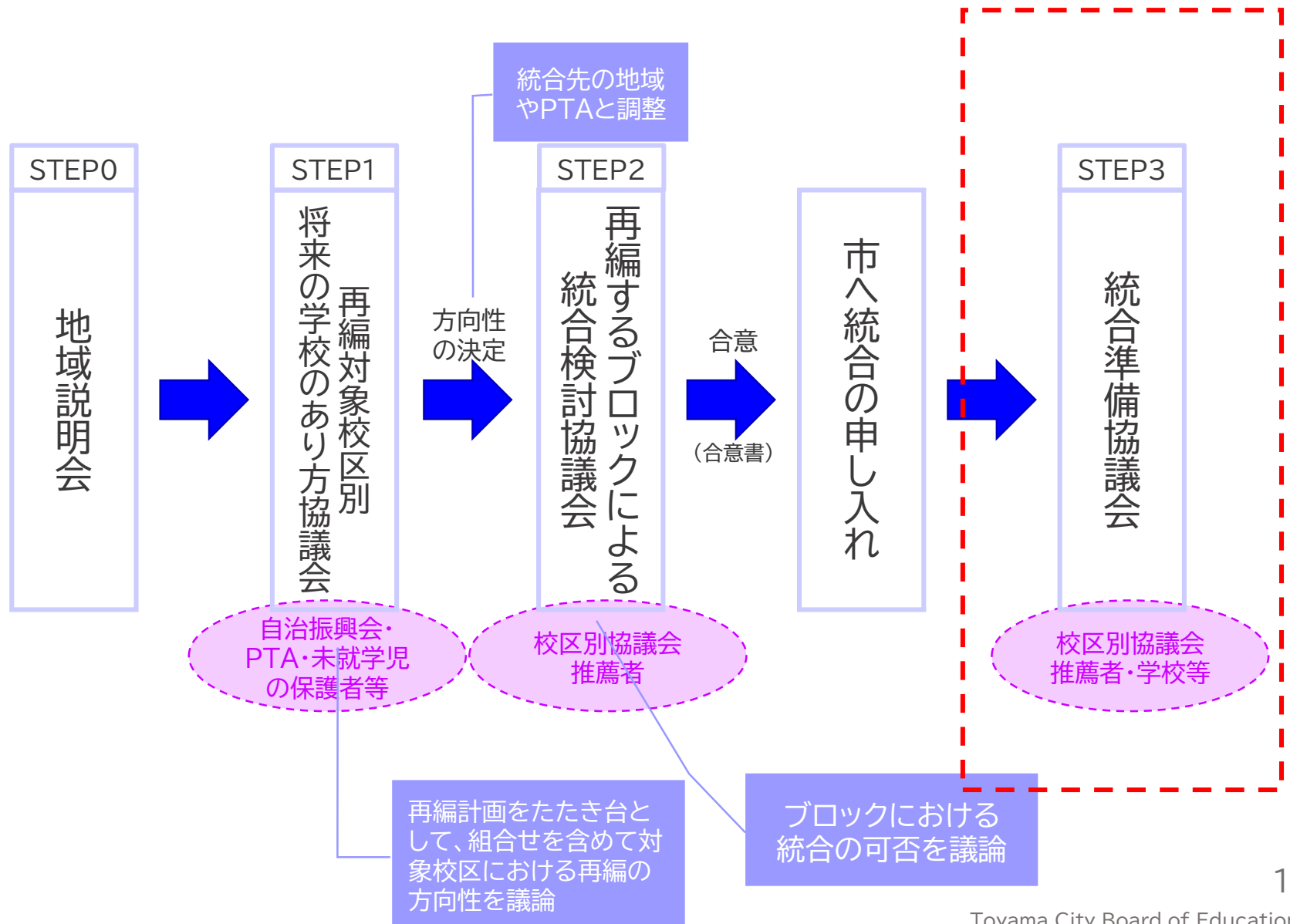


STEP3 統合準備協議会について

地域協議の流れ



STEP3 再編するブロックによる学校統合準備協議会の目的と進め方

STEP3 学校統合準備協議会は、統合の合意形成がされた後に、実際に円滑な統合を進めることを目的として、次のことに取り組めます。

- 1 統合の合意形成が図られた後、統合までの間に必要となる事項を協議・調整します。
- 2 本協議会より、学校関係者が参加いたします。
- 3 まずは、話し合う項目を明らかにしたうえで、「協議会で調整すること」、「PTA間で調整すること」、「学校間で調整すること」に大別します。
- 4 期間をあらかじめ定めて意見を集約し、協議会で合意形成を図るほか、各団体間での協議・調整事項について報告します。

会則・メンバーの決定
話し合う内容の確認

各団体・機関で
意見集約・すり合わせ

協議会で合意形成
協議会に報告

STEP3 統合準備協議会の具体的な進め方

会則・メンバーの決定
話し合う内容の確認

4～5月

- 第1回協議会は、会則やメンバー、予算などを決めて、正式に協議会を設立します。
- メンバーは、統合検討協議会からの推薦と学校関係者の10名程度で構成します。
- 協議会や各団体で協議・調整する内容について確認します。
- 各内容を、いつごろまでに意見集約するかあらかじめ決めておきます。

各団体・機関で
意見集約・すり合わせ

随時

- 協議会・各団体で話し合いを進め、意見集約(・合意形成)します。
- これまでの例(三成小統合)では、通学路やバス、統合先学校の見学は協議会で、体操服や名札、細かな学用品は学校とPTA間で、学校行事は学校間で、PTA組織についてはPTA間で協議しています。
- 必要に応じて、市長部局(健全育成・交通担当課など)が説明にまいります。

協議会で合意形成
協議会に報告

2か月に
1回程度

- 協議会で決めなければいけないことは協議会に諮り、各団体で合意形成が可能な内容であれば、協議会へ報告する方式を取ります。
- 子どもたちの交流事業については学校から報告しています。

令和6年4月の統合に向けて、地域・保護者・学校・市教委が一体となり話し合いを進めます。

事務局として市が行う支援の内容

- 話し合うために必要な資料をご用意します。
- 地域の皆さんへの広報活動として、協議会だよりを作成いたします。
- 協議会の運営に必要な費用を補助します。

※金額及び回数には限りがあります。



※イメージ図

